

保 護 預 り （ 保 護 函 ） 規 定

1. (保護函の使用)

この保護預りでは、保管物は当組合所定の保護函に収納したうえ、その保護函を預けてください。

2. (保管物の範囲)

(1) 保護函には、次に掲げるものを収納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. (手数料)

(1) この保護預りの手数料は、当組合所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎月4月10日（休日の場合は翌営業日）に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

5. (鍵の保管)

保護函に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。

6. (保護函の受け渡し等)

(1) 保護函の受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当組合所定の保護函開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。

(2) 保護函の受け渡しまたは保管の依頼をするときは、保護函が施錠されていることを確認してください。

(3) 保護函の開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。

(4) 保管物の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。また保護函は、その場所以外へは持たさないでください。

7. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章または正鍵を失った場合の保護函の受け渡しは、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

9. (保護函等の変更)

前条第2項の場合または保護函（錠前を含む）の毀損・不調等が生じた場合に、当組合が保護函またはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. (印鑑照合等)

保護函開閉票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護函の受け渡しその他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。なお、使用される鍵については当組合は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護函の受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預り契約は、本利用規定第13条第(3)項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの保護預りの利用申込をおことわりするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ保護函および正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの保護預りの利用を停止し、また借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ保護函を明渡してください。

- ① 借主が保護預り利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項による保護函の返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、延滞損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。
- この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は延滞損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を返戻の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項または第2項による保護函の返却、正鍵の返却等の手続が3ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して保護函を開錠のうえ、保管物を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は保護函の開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (5) 手数料、延滞損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当組合から請求がありしだい支払ってください。

14. (保管物の一時引き取り等)

- (1) 保護函の保管施設の修繕または移転その他やむをえない事由により、当組合が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当組合は預け主にあらかじめ通知することにより、当組合の本支店または当組合が相当と認める第三者に保護函の保管を委託することができるものとします。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して保護函を開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 保護函および鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

17. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について、預け主と連携して履行の責めに任ずるものとします。

この契約が継続された場合も同様とします。

以 上